

土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行（令和5年度版）	改訂版（令和6年度版）	改定理由
<p style="text-align: center;">土木工事施工管理基準</p> <p>この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書、第1編1-1-24「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p>	<p style="text-align: center;">土木工事施工管理基準</p> <p>この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書、第1編1-1-25「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p>	<p>条文番号の修正</p>

現行(令和5年度版)

改訂版(令和6年度版)

改定理由

出来形管理基準

出来形管理基準

令和5年10月以降

令和6年10月以降

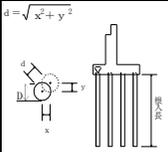
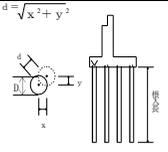
宮城県土木部

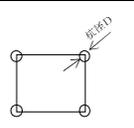
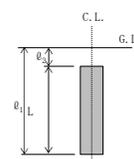
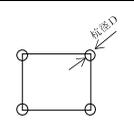
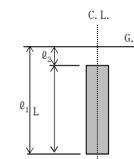
宮城県土木部

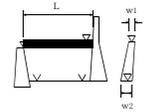
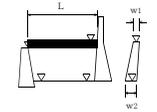
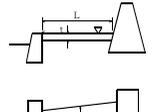
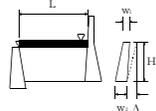
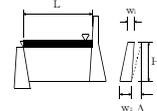
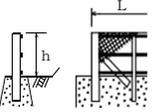
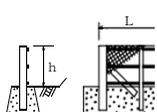
現行 (令和5年度版)							改訂版 (令和6年度版)							改定理由
出来形管理基準 目次							出来形管理基準 目次							
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第3編 土木工事共通編							第3編 土木工事共通編							文脈の判断の為に表示
第2章 一般施工							第2章 一般施工							文脈の判断の為に表示
第3節 共通の工種	3-2-3-13	1	ポストテンション桁製作工			1 - 22	第3節 共通の工種	3-2-3-13		ポストテンション桁製作工			1 - 22	誤植
第3節 共通の工種	3-2-3-13	2	プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)			1 - 24	第3節 共通の工種	3-2-3-14	1	プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)			1 - 24	誤植
第3節 共通の工種	3-2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工			1 - 24	第3節 共通の工種	3-2-3-14	2	プレキャストセグメント主桁組立工			1 - 24	誤植
第7節 地盤改良工	3-2-7-9	2	固結工	スラリー攪拌工 「施工履歴データを用いた出来形管理要領 (固結工 (スラリー攪拌工) 編) (案)」による管理の場合		1 - 120	第7節 地盤改良工	3-2-7-9	2	固結工	スラリー攪拌工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 第8編 固結工 (スラリー攪拌工) 編」による管理の場合		1 - 120	諸基準類の改定
第12節 工場製作工	3-2-12-3	2	桁製作工	仮組立検査を実施しない場合		1 - 138	第12節 工場製作工	3-2-12-3	2	桁製作工	仮組立検査を実施しない場合		1 - 138	誤植
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工			1 - 168	第18節 床版工	3-2-18-2		床版工			1 - 168	誤植
第4編 河川編							第4編 河川編							文脈の判断の為に表示
第1章 築堤・護岸							第1章 築堤・護岸							文脈の判断の為に表示
第3節 軽重量土工	4-1-3-1		軽重量土工			1 - 12	第3節 軽重量土工	4-1-3-2		軽重量土工			1 - 12	誤植
第4章 水門							第4章 水門							文脈の判断の為に表示
第15節 コンクリート管理橋上部工 (PC示)	4-4-15-2		支承工			1 - 248	第15節 コンクリート管理橋上部工 (PC示)	4-4-15-3		支承工			1 - 248	誤植
第5編 河川海岸編							第5編 河川海岸編							文脈の判断の為に表示
第3章 海城堤防 (入工リープ、離岸堤、溜堤)							第3章 海城堤防 (入工リープ、離岸堤、溜堤)							文脈の判断の為に表示
第4節 海城堤本体工	5-3-4-6		場所打コンクリート工			1 - 188	第4節 海城堤本体工	5-3-4-6		場所打コンクリート工			1 - 188	誤植

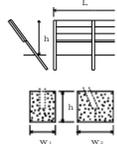
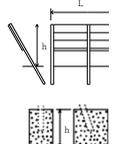
現行 (令和5年度版)										改訂版 (令和6年度版)										改定理由											
編	章	節	条	技	工	測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		概要		編	章	節	条		技	工	測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		概要
1	2	3	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平面	標高較差	±50	±150	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値は計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平面面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内が存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	平面	標高較差	±50	±150	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値は計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平面面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内が存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	表記統一のため修正													
1	3	7	4	組立て	平均間隔d	±φ		$d = \frac{D}{n-1}$		D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径	工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面1箇所以し測定する。最小かぶりとは、コンクリート構造物の断面(設計幅: 標準 2 編 2 2) 参照。ただし、道路橋示方書(Ⅲ)コンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版(P C 含む)の鉄筋については、第3 編3-2 18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工及び重要構造物である内容断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	平均間隔d	±φ		$d = \frac{D}{n-1}$		D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径	工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面1箇所以し測定する。最小かぶりとは、コンクリート構造物の断面(設計幅: 標準 2 編 2 2) 参照。ただし、道路橋示方書(Ⅲ)コンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版(P C 含む)の鉄筋については、第3 編3-2 18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工及び重要構造物である内容断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	図録												
3	2	3	6	小型橋梁工	設置高さH	設計値以上		1ヶ所/1基		基礎1基毎	幅w (D)	-30		基礎1基毎		設置高さH	設計値以上		1ヶ所/1基		基礎1基毎	幅w (D)	-30		基礎1基毎		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		ICT		
3	2	3	7	防止備工 (立入防止備) (転落(墮落)防止備) (禁止めポスト)	幅w	-30		1ヶ所/1施工箇所		基礎	高さh	-30		基礎		幅w	-30		1ヶ所/1施工箇所		基礎	高さh	-30		基礎		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		ICT		

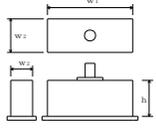
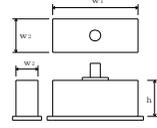
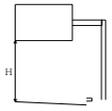
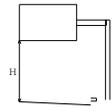
現行 (令和5年度版)										改訂版 (令和6年度版)										改定理由
編	章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅w 高さh	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。		3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅w 高さh	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		ICT
3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅w 高さh 延長L	1ヶ所/1基礎毎		3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅w 高さh 延長L	1ヶ所/1基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		ICT
3	2	3	10		道路付属物工 (距離標)	高さh	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3	2	3	10		道路付属物工 (距離標)	高さh	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		ICT
3	2	3	13	1	ポストテンション桁製作工	幅(上) w ₁ 幅(下) w ₂ 高さh 桁長ℓ 支間長 横方向最大タワミ	+10 -5 ±5 +10 -5 ℓ<15…±10 ℓ≥15…±(ℓ-5) かつ -30mm以内 0.8ℓ	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3	2	3	13	1	ポストテンション桁製作工	幅(上) w ₁ 幅(下) w ₂ 高さh 桁長ℓ 支間長 横方向最大タワミ	+10 -5 ±5 +10 -5 ℓ<15…±10 ℓ≥15…±(ℓ-5) かつ -30mm以内 0.8ℓ	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		誤植 追記
3	2	3	13	2	プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	桁長ℓ 断面の外形寸法 (mm)	— —	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		3	2	3	14	1	プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	桁長ℓ 断面の外形寸法 (mm)	— —	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		誤植
3	2	3	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁長ℓ 支間長 横方向最大タワミ	ℓ<15…±10 ℓ≥15…±(ℓ-5) かつ -30mm以内 0.8ℓ	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする ℓ: 支間長 (m)		3	2	3	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁長ℓ 支間長 横方向最大タワミ	ℓ<15…±10 ℓ≥15…±(ℓ-5) かつ -30mm以内 0.8ℓ	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする ℓ: 支間長 (m)		誤植

現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由		
編	章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	検査	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所			
3	2	4	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※4+7-1の場合はその内径、補強材が必要とする場合は補強材の内径とし、※4+7-2の場合は※4+7-3等の留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	概要	3	2	4	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 補斜は、縦断方向（道路線形方向、軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※4+7-1の場合はその内径、補強材が必要とする場合は補強材の内径とし、※4+7-2の場合は※4+7-3等の留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	概要	表記統一のため修正
						根入長	設計値以上															
						偏心量 d	150以内															
						傾斜	1/50以内															
						基礎径 D	設計径（公称径）以上※															

現行 (令和5年度版)										改訂版 (令和6年度版)										改定理由						
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所							
3	土木	一般	7	9	2	掘削工 (スラリー攪拌工) 「施工履歴データを用いた出来形管理要領固結工(スラリー攪拌工)編(案)」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	 			3	土木	一般	7	9	2	掘削工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編固結工(スラリー攪拌工)編」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	 			諸基準類の改定
							位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)																	
							杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)																	
							改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)																	

現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由		
単位：mm										単位：mm												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	
6	1	8	6		コンクリート側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。			6	1	8	6		コンクリート側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。			ICT
						幅w ₁ , w ₂	-30															
						長さL	-100															
6	1	8	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所を測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。			6	1	8	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所を測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。			ICT
						幅w	-100															
						厚さt	-30															
						延長L	-100															
6	1	9	6		鋼製側壁工	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所を測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。			8	1	9	6		鋼製側壁工	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所を測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。			誤植
						長さL	±100															
						幅w ₁ , w ₂	±50															
						下流側倒れ△	±0.02H															
						高さh	h < 3m										-50					
							h ≧ 3m										-100					
8	1	11	4		落石防止網工	幅w	-200	1施工箇所毎			8	1	11	4		落石防止網工	幅w	-200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		ICT	
						延長L	-200															
8	1	11	5		落石防護柵工	高さh	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			8	1	11	5		落石防護柵工	高さh	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			ICT
						延長L	-200															
																	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。					

現行（令和5年度版）							改訂版（令和6年度版）							改定理由									
単位：mm							単位：mm																
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由	
S 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 警 告 防 止 工	6		防雪柵工	高さh	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は30m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				S 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 警 告 防 止 工	6		防雪柵工	高さh	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は30m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			ICT
						延長L	-200	1施工箇所毎										「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。					
						基礎	幅w ₁ 、w ₂	-30										基礎1基毎	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。				
							高さh	-30											「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				

現行（令和5年度版）										改訂版（令和6年度版）										改定理由		
単位：mm										単位：mm												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	
8	2	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1 , w_2	-30	基礎1基毎			8	2	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1 , w_2	-30	基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			ICT
						高さ h	-30															
8	2	9	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基			8	2	9	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			ICT